

フランスにおける図書館職教育制度

Le système de formation professionnelle des bibliothécaires en France

薬師院 はるみ

Harumi YAKUSHIIN

1 はじめに

本稿の目的は、フランスにおける図書館職教育の制度について、地方分権政策や一連の教育改革の影響も踏まえながら、その特徴を追究することである。図書館職の中でも、国家及び地方公務員としての図書館職を対象に検討する¹⁾。具体的には、図書館職教育を実施している機関の内、主なものを順に取り上げ、それぞれの概要や位置づけ及び相互の関係、あるいは成立とその後の経緯等にも言及しながら、実施されている図書館職教育の制度及びその変遷を追究する。それらの教育内容より、教育機関や修学形式に焦点をあてる。

かつて、フランスにおける図書館職教育は、図書や文書等を専門とする教育機関を中心に実施されてきた。すなわち、19世紀においては古文書学校 (École des chartes: EC)、また、20世紀半ばからは、国立図書館職高等学院 (École nationale supérieure de bibliothécaires: ENSB) 及び、その後身の国立図書館情報学高等学院 (École nationale supérieure des sciences de l'information et des bibliothèques: ENSSIB) を中心に実施されてきたのである。しかしながら、図書館で必要とされる知識や

技術が多様化し、それに伴って、図書館職教育は、通常の大学でも実施されるようになる。のみならず、図書館職教育において大学が果たす役割は益々大きくなりつつある。加えて、今日、図書館職教育は、その他の公施設法人や図書館関係の協会等、様々な機関でも実施されている。

一方、フランスの図書館職教育には、図書館採用を目指して受けるものだけではなく、その他にも様々な種類のものが存在する。例えば、フランス図書館員協会 (Association des bibliothécaires de France: ABF) は、図書館職の競争選抜や養成等に関する手引書の中で、それらの教育として、競争選抜前の初期教育、競争選抜対策のための教育、採用後の初任者研修、そして、継続教育の4種類を挙げている。継続教育とは主に現職者を対象としたもので、技術の向上や更なる知識の獲得を目的としたものと、昇任に必要な内部競争選抜 (concours interne) に備えるためのものがある²⁾。

以上のように、今日のフランスでは、いくつもの機関で様々な種類の図書館職教育が実施されており、その制度は一見すると非常に

複雑な様相を呈している。しかし、本稿でも示すように、それらの機関は場当たりに積み重ねられた集塊ではない。その複雑さもまた地図なき迷路のようなものではなく、むしろ確固たる指針と高度な一貫性から導き出された帰結に他ならない。要するに、緻密でありこそすれ、決して無秩序ではないのである。

なお、本稿で取りあげる仏語のほとんどには定訳が存在しない。そのため、それらに関しては、図書館及びそれらを取り巻く諸制度に深く関係する用語を中心に、初出箇所にも丸括弧に入れた原綴を付記している。加えて、頭字語が存在するものは、2回目以降にも頭字語のみを付記している。一方、頭字語が存在しないものは、必要に応じて、2回目以降の使用箇所にも原綴を再び付記していることがある。紛らわしい場合や、当該箇所が、直前に原綴を記した箇所と大きく離れている場合等である。また、本文中に丸括弧に入れて記述したアラビア数字は、全て該当する章や節等の見出し番号を示している。

2 公務員としての図書館職制度と競争選抜

議論を開始するにあたり、本章第1節(2.1)では、地方分権政策下で進められた公務員制度改革、及び同改革下で実施された公務員としての図書館職制度に関する改革について、その概要を確認する³⁾。次いで、第2節(2.2)では、図書館職に関する職階制と、採用のための競争選抜の申請に必要な学歴資格等の関係について簡単に確認しておくことにする。

なお、フランスで、司書(bibliothécaire)という言葉は、図書館職を総称するだけでなく、職団(corps)や職群(cadre d'emploi)、あるいは級(grade)等、法規定を伴う職業上の部類枠組を指すものとしても用いられる。本稿では混乱を避けるため、司書という言葉

を後者、すなわち、職業上の部類枠組を指すものとしてのみ使用することとする。

2.1 地方分権政策下での図書館職制度改革

フランスでは、1982年の通称ドゥフェール法⁴⁾を皮切りに、地方分権政策が次々と実施されていった。同法を受け、翌1983年には、いわゆる権限配分法⁵⁾及びその補足法⁶⁾が制定され、国家の各種権限が地方公共団体に委譲されていくことになった。図書館に関して、それまで国家の管轄であった地域の図書館が、当該地方公共団体へと委譲されていくことが示された。その結果、地方公共団体が管轄することになった図書館の職員は、基本的には⁷⁾、地方公務員として処遇されることとなったのである。

一方、地方分権政策を受け、公務員全般に関わる制度改革も実施された。中でも特筆すべきは、1983年の通称ル・ポール法⁸⁾と、同法を受けて計3件の各種公務員一般身分規定(statut général)⁹⁾¹⁰⁾¹¹⁾が定められたことである。その結果、フランスの公務員は、国家公務員、地方公務員、そして病院公務員の全3種と定められた。また、それら3種の公務員に関して、それぞれの規定が互いに整合的に連動する体制が築かれた。

例えば、フランスの公務員は全3種共、職務上の責任の度合や、外部競争選抜(concours externe)を受ける際に必要な学歴資格等に応じて、ABCと序列化された3つの職階(categorie)に分類されることになった¹²⁾。外部競争選抜とは公的機関に勤務していない人に開かれたものであり、公務員の競争選抜には、他にも、身分規定外職員等も含めて、公的機関にすでに一定期間以上勤務している人のみを対象にした内部競争選抜が存在する。それまでの職歴が考慮される第三競争選抜(troisième concours)が設けられることもある。

フランスにおける図書館職教育制度（薬師院 はるみ）

＜表1＞ 地方公務員としての図書館職の職群

職階 catégorie	1991年創設		1995年廃止		2006年創設		2007年廃止		2011年廃止		2016年8月現在	
	職群 cadre d'emploi 〔 〕:既に廃止されたもの	個別身分規定 statut particulier	適用法規	職群 cadre d'emploi	個別身分規定 statut particulier	適用法規	適用法規	適用法規	適用法規	職群 cadre d'emploi	適用法規	職群 cadre d'emploi
A	A+	上級司書 conservateur des bibliothèques	↑ ↑	↑ ↑	↑ ↑	↑ ↑	↑ ↑	↑ ↑	↑ ↑	↑ ↑	↑ ↑	上級司書 conservateur des bibliothèques
	A	司書 bibliothécaire	↑ ↑	↑ ↑	↑ ↑	↑ ↑	↑ ↑	↑ ↑	↑ ↑	↑ ↑	↑ ↑	司書 bibliothécaire
B		文化遺産及び蔵書管理有資格補助員 assistant de surveillance du patrimoine et des bibliothèques	↑ ↑	↑ ↑	↑ ↑	↑ ↑	↑ ↑	↑ ↑	↑ ↑	↑ ↑	↑ ↑	文化遺産及び蔵書管理補助員 assistant de surveillance du patrimoine et des bibliothèques
		文化遺産及び蔵書管理補助員 du patrimoine et des bibliothèques	↑ ↑	↑ ↑	↑ ↑	↑ ↑	↑ ↑	↑ ↑	↑ ↑	↑ ↑	↑ ↑	文化遺産及び蔵書管理補助員 assistant de surveillance du patrimoine et des bibliothèques
		文化遺産保全収集検査官 inspecteur de surveillance et de magasinage du patrimoine	↑ ↑	↑ ↑	↑ ↑	↑ ↑	↑ ↑	↑ ↑	↑ ↑	↑ ↑	↑ ↑	文化遺産及び蔵書管理補助員 assistant de surveillance du patrimoine et des bibliothèques
		文化遺産係員 agent qualifié du patrimoine	↑ ↑	↑ ↑	↑ ↑	↑ ↑	↑ ↑	↑ ↑	↑ ↑	↑ ↑	↑ ↑	文化遺産係員 agent du patrimoine
C		文化遺産係員 agent du patrimoine	↑ ↑	↑ ↑	↑ ↑	↑ ↑	↑ ↑	↑ ↑	↑ ↑	↑ ↑	↑ ↑	文化遺産係員 agent du patrimoine
		文化遺産係員 agent du patrimoine	↑ ↑	↑ ↑	↑ ↑	↑ ↑	↑ ↑	↑ ↑	↑ ↑	↑ ↑	↑ ↑	文化遺産係員 agent du patrimoine

<表2> 国家公務員としての図書館職の職団

職階 catégorie	1988年創設		1992年創設		1995年創設		2001年 職団 corps
	職団 corps ():既に廃止されたもの	個別身分規定 statut particulier	職団 corps ():既に廃止されたもの	個別身分規定 statut particulier	職団 corps ():既に廃止されたもの	個別身分規定 statut particulier	
A+			統括司書 conservateur général des bibliothèques	Décret no 92-26 du 9 janvier 1992	→		
			上級司書 conservateur des bibliothèques	Décret no 92-29 du 9 janvier 1992	→		
A			司書 bibliothécaire	Décret no 92-29 du 9 janvier 1992	→		
B			専門司書補佐 bibliothécaire adjoint spécialisé	Décret no 92-30 du 9 janvier 1992	→		
					司書補佐 bibliothécaire adjoint	Décret no 95-120 du 2 février 1995	司書補 assistant des bibliothèques
							廃止
C	図書館専門書庫担当 magasinage spécialisé des bibliothèques	書庫視察官 inspecteur de magasinage	Décret no 88-646 du 6 mai 1988	→		→	廃止
		書庫係長 magasinier en chef	Décret no 92-31 du 9 janvier 1992 職階ABの職団創設 に合わせて修正	→		→	
		専門書庫係 magasinier spécialisé		→		→	

また、各職階には、それぞれ1つまたは複数の職団ないし職群が設けられることとなった。職団ないし職群とは、準拠すべき身分規定等を特定する部類枠組のことであるが、国家公務員と病院公務員は職団、一方、地方公務員は職群と呼ばれる部類枠組を採用している¹³⁾。それに加え、各職団ないし職群には、それぞれの個別身分規定 (statut particulier) に従って、1つ、または序列化された複数の級が設けられることとなった。

上記公務員制度改革を受け、1990年代前半を中心に、図書館職制度に関しても大規模な改革が実施された。すでに1952年¹⁴⁾には、以前の公務員制度に基づき、国家公務員としての2つの職団、すなわち、司書 (bibliothécaire)¹⁵⁾と司書監 (inspection générale des bibliothèques)¹⁶⁾が規定されていたのだが、それに代わる制度が創設されたのである。後述 (3.1.2) するように、それまで図書館職制度は、国家と地方で様々な違いが存在したのだが、同改革によ

り、両者の規定が互いに整合的に連動する体制が整えられたのである。

本格的な改革に先立ち、1988年には、国家公務員としての図書館職に関して、職階BとCに属する3つの職団が創設された。その後、1991年に地方公務員の図書館職に関して、いくつもの職群が創設され、翌1992年には、地方公務員の規定と整合させる形で、国家公務員の図書館職に関しても、いくつもの職団が創設された。それに合わせ、1988年に制定された3つの職団の規定も修正された。

<表1>及び<表2>でも示すように、これらの職団及び職群の中には、その後、別の職団ないし職群と統合されたり、名称変更ないし廃止されたり、新たに創設されたものもある。それでも、各職階に、それぞれ一つまたは複数の職団ないし職群が設けられ、各職団ないし職群に、それぞれ1つまたは複数の級が設けられるという構造自体に変化はない。

フランスにおける図書館職教育制度（薬師院 はるみ）

廃止／創設	2007年廃止／創設		2011年廃止／創設		2016年8月現在
個別身分規定 statut particulier	職団 corps	個別身分規定 statut particulier	職団 corps	個別身分規定 statut particulier	職団 corps
→		→		→	統括司書 conservateur général des bibliothèques
→		→		→	上級司書 conservateur des bibliothèques
→		→		→	司書 bibliothécaire
			専門司書補 bibliothécaire assistant spécialisé (BAS/BIBAS)	Décret no 2011-1140 du 21 septembre 2011 -2011年10月1日付で廃止 (art. 34) -専門司書補 bibliothécaire assistant spécialisé に統合 (art. 21)	専門司書補 bibliothécaire assistant spécialisé (BAS/BIBAS)
			廃止	Décret n° 2011-1140 du 21 septembre 2011 -2011年10月1日付で廃止 (art. 34) -専門司書補 bibliothécaire assistant spécialisé に統合 (art. 22)	
			廃止	Décret n° 2011-1140 du 21 septembre 2011 -2011年10月1日付で廃止 (art. 34) -専門司書補 bibliothécaire assistant spécialisé に統合 (art. 22)	
		Décret no 2001-326 du 13 avril 2001			
		Décret no 2001-326 du 13 avril 2001 -2001年4月15日付で廃止 (art.20) -司書補 assistant des bibliothèques に統合 (art. 13)			
		Décret no 2001-326 du 13 avril 2001 -2001年4月15日付で廃止 (art.18) -司書補 assistant des bibliothèques に統合 (art. 13)			
→	廃止	Décret n° 2007-655 du 30 avril 2007 -2007年5月3日付で廃止 図書館書庫係 magasinier des bibliothèques に統合 (art. 34)			
→	廃止	Décret no 88-646 du 6 mai 1988 2007年5月3日付で法名変更 [Art. 33 du décret n° 2007-655 du 30 avril 2007]			
	図書館書庫係 magasinier des bibliothèques				図書館書庫係 magasinier des bibliothèques

2.2 図書館職に関する職階制と競争選抜

前節（2.1）でも述べたように、フランスでは他の公務員と同様に、図書館職も序列化された職団及び職群、そして級に分類されている。級の多くには、当該個別身分規定において、外部競争選抜の規定、及び、その際に必要な学歴資格の規定が設けられている。規定が設けられていない級への任用は、基本的には、当該職団ないし職群におけるより低い級からの昇級によってなされることとなる。〈表3〉は、それらの序列と、外部競争選抜の規定が設けられているものについては、必要な学歴資格とを一覧にしたものである。

職階Aに属する級の外部競争選抜を受けるには、学士水準以上の学歴資格が要求される。しかし、職務に直結する専門的な教育は、採用後に初任者研修という形で受けることになっている。公務員研修生という立場で、給与を得ながら研修を受けるのである。管轄機関や修学形式等は、図書館職制度が新体制に移行

した1990年代以降も何度か変更されている。しかし、新体制となって以降、職階Aの研修は、基本的には、国立図書館情報学高等学院（ENSSIB）か、あるいは、国立地方公務員センター（Centre national de la fonction publique territoriale: CNFPT）が主体となる形で実施されている。

職階Bに関しては、国家と地方のいずれにも、全3種の内、下位2種の級に外部競争選抜の規定が設けられている。それら2種の内、上位の級、すなわち、職階Bの2番目の級の外部競争選抜を受けるには、バカロレア取得後、2年間の専門教育を修了している必要がある。具体的には、科学技術大学教育免状（Diplôme d'études universitaires scientifiques et techniques: DEUST）課程か、技術大学部免状（Diplôme universitaire de technologie: DUT）課程に設けられた、図書や情報に関する専門教育等である。後述（3.0, 3.3.1他）するが、それらはいずれも大学に設けられた課

＜表3＞ 公務員としての図書館職の職団ないし職群、級、及び外部競争選抜の申請に必要な学歴資格

職群 catégorie	学歴資格 niveau de diplôme	国家公務員 fonction publique d'Etat: FPE		地方公務員 fonction publique territoriale: FPT	
		職団 corps	級 grade	職群 cadre d'emploi	級 grade
A	バカロリア+3年 bac + 3 (学士程度) A	conservateur général des bibliothèques	新括司書 conservateur général des bibliothèques	上級司書 conservateur des bibliothèques	上級司書長 conservateur en chef 上級司書 conservateur
		conservateur des bibliothèques	上級司書 conservateur	司書 bibliothécaire	司書 bibliothécaire
		bibliothécaire	司書 bibliothécaire	司書 bibliothécaire	司書 bibliothécaire
		専門司書補 特別種 BAS de classe exceptionnelle	専門司書補 特別種 BAS de classe exceptionnelle	文化遺産及び図書管理補助員 assistant de conservation du patrimoine et des bibliothèques	第一種 管理補助主任 assistant de conservation principal de 1re classe 第二種 管理補助主任 assistant de conservation principal de 2e classe
B	バカロリア+2年 (CD) bac + 2 バカロリア bac	bibliothécaire assistant spécialisé (BAS/BIBAS)	専門司書補 bibliothécaire assistant spécialisé (BAS/BIBAS)	文化遺産及び図書管理補助員 assistant de conservation du patrimoine et des bibliothèques	第一種 管理補助主任 assistant de conservation principal de 1re classe 第二種 管理補助主任 assistant de conservation principal de 2e classe
		magasinier des bibliothèques	図書館書庫係 magasinier des bibliothèques	文化遺産補佐 adjoint du patrimoine	第一種 文化遺産主任補佐 adjoint du patrimoine principal de 1re classe 第二種 文化遺産主任補佐 adjoint du patrimoine principal de 2e classe
		magasinier de 1re classe	第一種 書庫係 magasinier de 1re classe	文化遺産補佐 adjoint du patrimoine	第一種 文化遺産補佐 adjoint du patrimoine de 1re classe
C	中学校修了程度 (競争試験なし)	magasinier de 2e classe	第二種 書庫係 magasinier de 2e classe	文化遺産補佐 adjoint du patrimoine	第二種 文化遺産補佐 adjoint du patrimoine de 2e classe

*学歴資格に關して、法の条文中では、厳密かつ正確を期するための複雑な表現が用いられている。しかし、＜表3＞では、簡明にも言える形にはなるものの、それらの表現をわかり易く簡潔な表現に変更し、かつ、できる限り各級で統一した表現になるように修正して記している。

程である。なお、〈表3〉でも示したように、これらの級を、地方、国家共、職階B+, ないしはCII (Classement indiciaire intermédiaire: 中間職) と表記して、職階B最下位の級と区別することもある。

一方、職階B最下位の級の外部競争選抜を受けるには、バカロレアか、それに相当する学歴資格が要求される。しかし、少なくとも法規定上、上記のような専門教育を修得している必要はないということになっている。ただし、実際には、これらの級の競争選抜に臨む者のほとんどが、上述した科学技術大学教育免状 (DEUST) 課程や技術大学部免状 (DUT) 課程、あるいは、後述 (4.1) する図書館職養成センター (Centre de formation aux carrières des bibliothèques: CFCB) 等において、競争選抜対策のための専門教育を受けている。

そして、職階Cについてであるが、国家は上から二番目、地方は三番目の級に、外部競争選抜の規定が設けられている。それらを受けるには、いずれも、中学校修了ないしそれに相当する学歴資格が必要とされる¹⁷⁾。しかし、国家と地方のいずれにおいても、職階C最下位の級に属する職には、外部競争選抜を経ずに就くことができる。のみならず、学歴資格も要しないということになっている。しかしながら、実際には、それらの級に属している図書館職のほとんどが、少なくとも中学校修了証 (brevet des collèges) を持っており、それどころか、大抵の場合、大学入学資格であるバカロレアないしはそれ以上の学歴資格を持っている。加えて、後述 (5.1) するように、職階Cの競争選抜においては、フランス図書館員協会 (ABF) による講習を受講することで授与される図書館補佐 (auxiliaire de bibliothèque) 資格の保持者が考慮される¹⁸⁾。

3 高等教育機関における図書館職教育

本章では、フランスで図書館職教育を実施している機関のうち、高等教育機関の範疇に含まれるものを取りあげる。ただしその前に次節 (3.0) では、フランスにおける高等教育機関について、日本とは大きく異なり、かつ、本章第1節 (3.1) 以降で取りあげる機関の位置づけ等を理解する上で最低限必要と思われる事項に焦点を当てながら概観する。

3.0 フランスの高等教育機関と免状 (diplôme)

3.0.1 フランスの高等教育機関

フランスの高等教育機関は、グランド・エコール (grande école) と大学とに大別されると理解されていることが多い。しかし実際には、グランド・エコールを正確に定義することは難しい。また、フランスでは私立の高等教育機関が正式名称として大学と名乗ることは禁じられている。一方、フランスの高等教育機関には、他にも、例えば、上級技術者養成課 (section de technicien supérieur: STS) のように、後期中等教育機関であるリセ (lycée) に置かれたものが存在する。要するに、『教育法典』L123-1条の規定に準じれば、中等教育に続く教育は全て高等教育ということになる。本章では、第1節 (3.1) と第2節 (3.2) でグランド・エコールの範疇に含まれると見なすことが可能なものを、第3節 (3.3) で大学における課程等を、そして、第4節で (3.4) 私立の高等教育機関を取りあげる。

グランド・エコールはフランス特有の高等教育機関である。同機関の定義を記した公式文書としては、敢えて挙げれば、1992年の教育用語に関する国民教育省令を指摘することができる。同省令で、グランド・エコールは、「生徒を競争試験で選抜し、高度な養成教育を保証する高等教育機関」¹⁹⁾と説明されてい

る。しかし、この説明は外延が不明確であり、また、『教育法典』にもグランド・エコールを規定する箇所は見当たらない。一方、一般にグランド・エコールと見なされている機関については、管轄や分野においても多種多様なものが存在する。中には、企業が出資していたり、就学中に給与が支給されるものもある。

典型的とみなされているグランド・エコールのほとんどでは、生徒は、グランド・エコール準備学級 (classe préparatoire aux grandes écoles: CPGE) で2年間学んだ者の中から、競争試験によって選抜される²⁰⁾。この準備学級は、通常、リセに置かれており、入学者はバカロレアないしはそれに相当する資格の保持者の中から選ばれる。そのため、グランド・エコール準備学級 (CPGE) は、上述した上級技術者養成課 (STS) と同様に、中等教育機関内に置かれた高等教育機関として位置づけられている。

一方、大学は『教育法典』L712条他が規定する高等教育機関であり、一覧がD711-1条に列挙されている。バカロレアないしはそれに相当する資格の保持者に対しては、『教育法典』L612-3条により、大学の第1期課程への入学が保証されている。今日のフランスにおける大学のあり方を規定した法律としては、1968年に5月革命の影響下で成立した通称フォール法²¹⁾と、その流れを汲む1984年の通称サヴァリ法²²⁾を挙げることができる。

フォール法により、大学を含む多くの高等教育機関は、学術的文化的性格の公施設法人 (établissement public à caractère scientifique et culturel: EPCSC) と位置づけられることとなった。同法により、大学における従来の学部 (faculté) は解体され、その再編による教育研究単位 (unité d'enseignement et de recherche: UER) の創設が決定された。

次いで、サヴァリ法により、高等公教育 (service public de l'enseignement supérieur) という概念が導入されることになり、この概念の下、初期教育のみならず継続教育を行う課程、職業教育を行う課程、あるいは、いわゆるグランド・エコール等、多様な高等教育機関及び課程が、互に通底する枠組で扱われることとなった。それに伴い、上述した学術的文化的性格の公施設法人 (EPCSC) は、学術的文化的職業的性格の公施設法人 (établissement public à caractère scientifique, culturel et professionnel: EPCSCP) と改められた。教育研究単位 (UER) も、職業教育をより強く意識した教育研究単位 (unité de formation et de recherche: UFR)²³⁾ に改められた²⁴⁾。

学術的文化的職業的性格の公施設法人 (EPCSCP) には、大学等に加えて特別高等教育機関 (grand établissement) と総称される教育機関も含まれる。特別高等教育機関の一覧は、『教育法典』D711-3条に列挙されているのだが、そこには、以下 (3.1, 3.2) で取りあげる古文書学校 (EC) や国立図書館情報学高等学院 (ENSSIB) も掲載されている。

一方、私立の高等教育機関は、学術的文化的職業的性格の公施設法人 (EPCSCP) とは別の枠組みで規程され、『教育法典』L731-14条により、正式名称として大学を名乗ることも禁じられている²⁵⁾。しかし、大学とは異なり、学部を置くことは認められている²⁶⁾。

なお、大学は教育研究単位 (UER, 後に UFR) のみから構成されているわけではなく、また、私立の高等教育機関も学部のみから構成されているわけではない。というのも、大学を含む高等教育機関には、付設学校 (école) や教育研究施設 (institut) 等を置くことが認められているからである。例えば、本章第4

節（3.4）で取りあげる図書及び資料管理員学校（École de bibliothécaires-documentalistes: EBD）は、私立の高等教育機関の付設学校である。第3節（3.3.1.2）で取りあげる技術大学部免状（DUT）課程は、大学に付属する技術大学部（institut universitaire de technologie: IUT）²⁷⁾に設けられた課程である。

技術大学部（IUT）は、1966年の行政命令²⁸⁾により創設された大学に付属する教育施設である。職業に深く結びついた技術や知識を学ぶ2年間の課程が設けられ、修了することで、技術大学部免状（DUT）が授与される。なお、上述した上級技術者養成課（STS）と技術大学部（IUT）は、2年間で修了可能な高等教育の代表的なものである。

3.0.2 LMD改革とフランスにおける大学の課程

フランスにおける大学の課程は、現在では、3年間の第1期課程、2年間の第2期課程、そして3年間の第3期課程から構成される。欧州高等教育圏の学位区分に合わせるため、2002年の諸行政命令²⁹⁾に基づいて、2003年から2006年にかけて、いわゆるLMD（licence：学士，master：修士，doctorat：博士）改革が実施されたためである。また、2007年の通称LRU法³⁰⁾第35条により『教育法典』L612-1条の規定が改められ、それぞれの課程修了を証明する免状として、順に、学士、修士、博士が設けられることとなり、加えて、それらの取得者には、いずれも同名の学位（grade）が授与されることとなった。

しかし、それ以前のフランスにおいて、大学の課程は、2年間の第1期課程、2年間の第2期課程、そして1年間ないし4年間の第3期課程から構成されていた。学位は、19世紀初頭、ナポレオン1世の時代より³¹⁾、バカロレア、学士、博士の3種であった。

旧第1期課程、すなわち、LMD改革以前の第1期課程についてであるが、1984年より2系列に分かれていた。学術的な教育に重点を置き、修了時に一般大学教育免状（diplôme d'études universitaires générales: DEUG）が授与される系列と、職業教育に重点を置き、修了時に科学技術大学教育免状（DEUST）が授与される系列である。前者は1973年³²⁾に、それ以前の免状³³⁾と置き換える形で設けられたものであり³⁴⁾、後者は、先述（3.0.1）のサヴァリ法において高等教育機関で職業教育に一層力を注ぐ方針が示されたことを受け、1984年³⁵⁾より設けられたものである。

旧第二期課程では、一年目の修了時に学士免状が、また、2年目の修了時に修士（maîtrise）免状が授与されることとなっていた³⁶⁾。そして、旧第三期課程は、一年間で高等専門教育免状（diplôme d'études supérieures spécialisées :DESS）³⁷⁾を取得する系列と、一年目に深化教育免状（diplôme d'études approfondies: DEA）を取得した後、続く3年間で博士の取得を目指す計4年間の系列とに分かれていた。

また、上述のように、LMD改革実施以前において、フランスの学位は、バカロレア、学士、博士の3種であった。しかし、1999年より新たに修士（maitre）が加えられた³⁸⁾。そして、2002年4月8日、すなわち、LMD改革の実施について規定した諸行政命令と同日付の行政命令に基づき、その正式名称が現在の修士（master）に変更されたのである³⁹⁾。

従って、フランスの修士には、現行のマスター（master）、その前身のマスター（maitre）、さらにそれ以前のメトリーズ（maîtrise）の3種が存在することになる。そしてそれらの内、最も古く設けられたメトリーズは、学位ではないことに留意する必要がある。加えて留意すべきは、LMD改革前の修士がバカロ

レア取得後4年で取得可能であったのに対し、現在の修士を取得するには、バカロレア取得後5年を要することである。

なお、1999年の条令⁴⁰⁾により、従来の学士に加えて職業学士 (licence professionnelle) 免状が創設されているのだが、同免状の創設もLMD改革の文脈で実施されたものである。前項 (3.0.1) でも取りあげた上級技術者養成課 (STS) や技術大学部 (IUT) は、どちらも、職業により深く結びついた技術や知識を学ぶ2年間の課程であり、それらの課程で授与される上級技術者免状 (brevet de technicien supérieur: BTS) 及び技術大学部免状 (DUT) は、旧第1期課程修了と同等の水準とみなされていた。というのも、それらの課程の修了に要する年限は、旧第1期課程のそれと一致するからである。しかしながら、上述のように、LMD改革により、大学の第1期課程は3年間に変更されることとなった。

この状況下、多くの大学等に職業学士免状を取得するための1年間の課程が創設された。上級技術者養成課 (STS) や技術大学部 (IUT) もLMD改革後の教育制度の枠組みに組み込まうというわけである。同時に、科学技術大学教育免状 (DEUST) 等の取得者もこの制度に組み込まれることとなった。というのも、科学技術大学教育免状 (DEUST) を取得する課程は、旧課程の枠組みで設けられた2年間の課程であるにも関わらず、LMD改革後も残されることとなったからである。要するに、職業教育に重点を置いた2年間の課程で修得可能な免状の保持者は、さらに1年間の課程を修めて職業学士を取得することで、LMD改革後における大学の第2期課程に進学することが可能となった。後述 (3.3.2) するように、図書館職教育も、職業学士課程の創設によって大きな影響を受けている。

3.0.3 フランスの免状

フランスでは、教育機関に設けられた多くの課程に、修了を証明する免状が設けられている。それらの内、国民教育省等、省の名の下で交付される免状は、国設免状 (diplôme national) と呼ばれている。前項 (3.0.2) でも述べたように、フランスにおける大学の課程は、LMD改革によって変更されたのだが、それに伴い、一般大学教育免状 (DEUG) 等、多くの旧課程及び免状も停止されることとなった。しかし留意すべきは、旧課程の全てが停止されたのではないということである。

例えば、科学技術大学教育免状 (DEUST) 課程は、現在でも残されている。ただし、科学技術大学教育免状 (DEUST) 課程は、LMD改革以後の新第1期課程とは別系統におかれる課程として残されたのである。そのため、現在、科学技術大学教育免状 (DEUST) 課程の入学者は、リセの最終学年及びその前学年の成績による書類選考等で決定されることになっている⁴¹⁾。今日、同課程は進路変更の一手段としても位置づけられている。そして後述 (3.3.1.1) するように、同課程は、現在でも、図書館職教育を担う主なものの1つとみなされている。なお、科学技術大学教育免状 (DEUST) も国設免状である。

あるいは、バカロレアにしても、欧州高等教育圏における学位ではないのだが、現在でも、同名の学位に直結する免状として位置づけられている。『教育法典』D613-3条に規定されているように、現在、同名の学位に直結する免状としては、バカロレアの他、学士、修士 (master)、そして博士の計4種類が存在する。これら4種も国設免状である。

フランスの免状には、その他にも、例えば、大学免状 (diplôme d'université: DU) や施設免状 (diplôme d'établissement)、あるいは、国家免状 (diplômes d'État) 等がある。大学

免状は、個々ないし複数の大学の名の下で交付される免状であり、また、施設免状は、大学以外の教育施設の名の下で交付される免状である。そして、国家免状は、例えば医療や診療補助、あるいは建築関係等、様々な職業分野で必要とされる免状で、多くの場合、大学以外の養成機関からも交付されている⁴²⁾。

以上のように、フランスには、夥しい数の免状や資格が存在する。ただし、フランスにおいて、免状や資格は、職業資格国定委員会（Commission nationale de la certification professionnelle: CNCP）が管理する職業資格国定基準一覧（Répertoire national des certifications professionnelles: RNCP）に登録されることで、公的に認められたものとなる⁴³⁾。同委員会及び基準一覧は、共に2002年の社会現代化法⁴⁴⁾により創設され、同年の行政命令⁴⁵⁾により『教育法典』L335-6条及び『労働法典』L900-1条にも規定された。

職業資格国定基準一覧（RNCP）には、職業資格国定委員会（CNCP）に承認された免状や資格が、教育段階別分類枠組（nomenclature des niveaux de formation）に基づくⅠ～Ⅴの、いずれかの教育段階と伴に登録されている。同分類枠組には、1967年の国民教育省通達⁴⁶⁾に示された基準と、それを下に決定された1969年の基準が採用されている⁴⁷⁾。

一方、フランスでは、教育段階を示す基準として、一般的には、バカロレア取得後に修めた教育年数が用いられてきた。例えば、バカロレア取得後3年間の教育を修めると「bac+3」水準、バカロレアを取得したが、まだ、その後の教育を修めていない場合は「bac」水準の教育段階と見なされる。

そして、職業資格国定基準一覧（RNCP）で採用されている教育段階別分類枠組でも、この基準が併記されている。すなわち、段階Ⅰは「bac+5」、段階Ⅱは「bac+4」または

「bac+3」、段階Ⅲは「bac+2」、段階Ⅳは「bac」となっている。そして、段階Ⅴは、職業適格証（certificat d'aptitude professionnelle: CAP）取得程度となっている。職業適格証（CAP）は、中学校修了後2年で取得可能な国設免状である⁴⁸⁾。加えて、職業資格国定基準一覧（RNCP）に登録された免状には、欧州共通資格枠組（cadre européen des certifications: CEC）に基づいた教育段階も添えられている⁴⁹⁾。

なお、上述した2002年の社会現代化法では、実務経験認定制度（validation des acquis de l'expérience: VAE）も創設された。同制度は、3年以上にわたる職業的な経験から得た知識や技術を認定し、職業資格国定基準一覧（RNCP）に登録された資格や免状を授与する制度である。ここでいう職業的な経験には、例えばボランティア活動等も含まれる。後述するように、同制度は、図書館職に関係する各種資格や免状にも適用されている。

3.1 古文書学校（EC）

本節（3.1）では、古文書学校（EC）⁵⁰⁾を取りあげる。同校は、復古王政期の1821年、ルイ18世の勅令⁵¹⁾により創設され、図書館職教育に関係する高等教育機関としては、最も古い歴史を持っている。1897年より100年以上パリのソルボンヌに置かれていたのだが、2014年10月より、フランス国立図書館リシュリュール館に近接する新館へと移転した。

古文書学校（EC）は、少数精鋭主義を採る典型的なグランド・エコールの一つである。しかし、前節（3.0.1）でも述べたが、『教育法典』上は特別高等教育機関として位置づけられている。卒業時には、古文書学者免状（diplôme d'archiviste paléographe）が与えられ、同免状の取得者及び取得予定の在學生は、シャルティスト（chartiste）と呼ばれている。

なお、古文書学者免状は、今日では1987年の行政命令⁵²⁾によって規程されているのだが、元々は1829年にシャルル10世の勅令⁵³⁾によって創設されたものである。

3.1.1 古文書学校 (EC) とフランスの図書館

古文書学校 (EC) と図書館の関わりについては、赤星による論考が存在する。同論考は1910年頃までを対象としているのだが、それによれば、古文書学校 (EC) は創設以来、卒業生を次々と主要な図書館に送り込み、指導的な役割を果たす人材を多く輩出する等、フランスの図書館界で多大な影響力を持っていたということである⁵⁴⁾。実際、七月王政期の1846年、同校に関してルイ・フィリップによる勅令⁵⁵⁾が制定されているのだが、その第19条には、王立図書館の空席3分の1を古文書学者免状の保持者に約束する旨が規程されている。なお、シャルティストに図書館職の3分の1を確保する取決めは、その後も制定されており、「シャルティスト3分の1規程 (tiers chartiste)」と通称されている。

フランスでは、コミューンの図書館の中にも、革命時に聖職者や貴族等から没収した遺産を所蔵している館が存在する。そもそも、フランスのコミューンの図書館は、元々は1803年に革命時の没収蔵書をコミューンに管理させる目的で創設されているのである⁵⁶⁾。それらの中でも特に貴重な資料を多く所蔵している図書館は、1897年の行政命令⁵⁷⁾以来、指定図書館 (bibliothèque municipale classée) と呼ばれている⁵⁸⁾。そして、その第6条には、指定図書館の上級司書 (conservateur) または司書は、古文書学校 (EC) 出身者か司書職適性証 (Certificat d'aptitude aux fonctions de bibliothécaire: CAFB) 保持者の中から選ばなければならないと規程されている。すなわち、フランスでは、革命以降も、シャルティ

ストの知識や技術が必要とされる図書館がいくつも存在したということである。

一方、1879年8月23日付で、全国の大学図書館を対象に3件の条令⁵⁹⁾が制定された。司書職適性証 (CAFB) は、元々は、これらの条令で創設された大学図書館職の資格である。この資格を得るには試験を受けなければならないが、また、副司書 (sous-bibliothécaire) ないしは臨時雇いの立場で、最低2年間大学図書館での経験を積んでいる必要があるのだが、古文書学者免状の保持者は実習期間を6ヶ月に減免すると規程されている。

しかし、赤星も指摘するように、古文書学校 (EC) の主な目的は、少なくとも現代的な意味での図書館職の養成だったわけではない。そうではなく、中世の証書や公文書等を含む古文書を整理、解読し、研究する人材を養成することであった。それらは、革命以前にはベネディクト派の修道院で行われていた作業である。要するに、古文書学校 (EC) にとって、図書館は卒業生の主要な就職先の一つであり、また、図書館の側もシャルティストを必要としていたものの、同校における教育の中心は、あくまでも、中世の史料研究及び解読にあった⁶⁰⁾。この状況は、基本的な次元で、その後も変わっていないように思われる。そして、次項 (3.1.2) 等で述べるように、図書館職教育の中心は、国立図書館職高等学院 (ENSB) 及びその後身の国立図書館情報学高等学院 (ENSSIB) へと移っていくことになる。

3.1.2 古文書学校 (EC) と図書館職の諸資格

その後も、フランスの図書館、とりわけ上級職において、シャルティストの知識が必要とされていたことは、図書館職の資格等を定めた各種法規類からも確認できる。しかし、時代とともに、それ以外の、より多様な分野

の知識も必要とされていくようになる。

例えば、1932年の条令⁶¹⁾により技術図書館職免状 (diplôme technique de bibliothécaire: DTB) が創設され、以後、大学図書館や指定図書館で上級職として勤めるには、この免状が必要とされることになる。同条令によれば、免状取得の試験を受けるには、バカロレア相当以上の学歴資格が必要となっている。また、受験生は、試験に先立ち、指定された図書館での研修を行うこととなっていたのだが、その期間は、通常3ヶ月のところ、古文書学校 (EC) の生徒は2ヶ月に減免されている。ただし、シャルティストでなくても、同免状の志願者は、古文書学校 (EC) の授業を聴講することが認められていたという⁶²⁾。

技術図書館職免状 (DTB) は、1946年に規程が改められている。その規定によれば、文学士の資格3つないし理学士の資格2つを有するか、そうでなければ、古文書学校 (EC) の生徒であることが、免状取得のための試験を受ける条件となっている⁶³⁾。すなわち、この時点より、この免状に志願するには、より高度な学歴資格が要求されることになるのだが、古文書学校 (EC) の生徒はそれと同等と見なされたと判断できる。

1950年には、技術図書館職免状 (DTB) に取って代わる形で、上級図書館職免状 (diplôme supérieur de bibliothécaire: DSB) が創設された。同免状を規程した条令⁶⁴⁾によれば、試験を受ける条件は、文学士の資格3つないし理学士の資格2つを有するか、そうでなければ、この条令に示された教育機関の生徒であること等となっている。具体的には、古文書学校 (EC)、エコール・ノルマル (École normale supérieure: ENS)、東洋現用言語学校 (École des langues orientales vivantes) 等の生徒か、あるいは、医学を専攻する第4学年以上の学生であること等と規

程されている。すなわち、図書館の上級職に要求される知識が、より多様なものになりつつあったということである。

一方、1951年には、司書職適性証 (CAFB) が創設された⁶⁵⁾。前項 (3.1.1) で述べた1879年創設の司書職適性証 (CAFB) とは別のものである。前年の上級図書館職免状 (DSB) 創設を受け、非上級職を対象とする資格も必要と考えられ、この適正証が創設されることになったという。換言すれば、1951年創設の司書職適性証 (CAFB) は、シャルティストではない者を対象とした資格である⁶⁶⁾。後に、地方公務員としての図書館職の職階A、すなわち司書の競争選抜に志願するには司書職適性証 (CAFB) と学士資格が必要とされることとなり、一方、地方公務員としての図書館職の職階B、すなわち司書補佐 (bibliothécaire adjoint) の競争選抜に志願するには司書職適性証 (CAFB) とバカロレアが必要とされることになる⁶⁷⁾。なお、この適正証は1994年の条令⁶⁸⁾で廃止されている。

前章 (2.1) で触れたように、その翌年、すなわち、上級図書館職免状 (DSB) 創設の2年後に相当する1952年には、国家公務員の職団として司書と司書監が創設された。その旨を規程した行政命令⁶⁹⁾によれば、技術図書館職免状 (DTB) か上級図書館職免状 (DSB) を保持していることが、国家公務員の職団・司書の競争試験を受ける条件となっている。なお、同行政命令には上述 (3.1.1) の「シャルティスト3分の1規程」が定められている。

1961年⁷⁰⁾より、上級図書館職免状 (DSB) は、歴史に重点を置くA系列と、現代科学に重点を置くB系列とに分けられた。注目すべきは、B系列ではラテン語の知識が要求されなくなったことである。この状況下の1963年、現代的な意味における図書館職養成機関とし

て、国立図書館職高等学院 (ENSB) が創設された⁷¹⁾。そして、次節 (3.2.1) でも述べるように、上級図書館職免状 (DSB) は、国立図書館職高等学院 (ENSB) で学んだ後、最終試験に合格した者に対して授与されることとなるのである。

1991年より、古文書学校 (EC) は、中世史やラテン語ないしギリシャ語の知識を重視するA部門と、現代史や現用外国語を重視するB部門とに分けられた⁷²⁾。一方、同年及びその翌年に、公務員としての図書館職に関する大規模な制度改革が実施されたことは、前章 (2.1) で述べた通りである。同改革の下、地方公務員の職群、及び国家公務員の職団として、それぞれ上級司書が創設され、それに伴って、1992年には、上級図書館職免状 (DSB) に取って代わる形で、上級司書免状 (diplôme de conservateur des bibliothèques: DCB) が創設された。すなわち、地方であれ、国家であれ、上級司書となるには、上級司書免状 (DCB) が必要とされることとなったのである。そして、後述するように (3.2.2)、1992年、国立図書館職高等学院 (ENSB) は国立図書館情報学高等学院 (ENSSIB) に改組され、上級司書免状 (DCB) は、国立図書館情報学高等学院 (ENSSIB) で学んだ後、最終試験に合格した者に対して授与されることとなる。

3.1.3 古文書学校 (EC) と国立図書館情報学高等学院 (ENSSIB)

国立図書館職高等学院 (ENSB)、次いでその後身の国立図書館情報学高等学院 (ENSSIB) が創設されたことで、古文書学校 (EC) は、図書館職教育の役割を放棄したというのではない。それどころか、同校による2015年の案内によれば、生徒の45%が図書館の上級司書となる道を選択しているという⁷³⁾。

古文書学校 (EC) は、典型的なグランド・エコールの一つであり、生徒はグランド・エコール準備学級 (CPGE) で学んだ者の中から厳しい競争試験により選抜される。現在、A部門の準備学級はパリ、トゥルーズ、ストラスブールの計3ヶ所⁷⁴⁾、B部門の準備学級はそれらに加えて7ヶ所⁷⁵⁾、すなわち、ボルドー、ディジョン、リール、リヨン、ニーム、ポワティエ、そしてレンヌの計10ヶ所に置かれている。教育期間は3年9ヶ月で、その間、公務員研修生としての報酬を受けることができる。その額は、2015年の時点で、1ヶ月約1250ユーロとなっている⁷⁶⁾。卒業時には古文書学者免状が与えられ、同免状は、学歴水準という点では、修士と博士の中間に位置づけられている。

そして、図書館の上級司書となる者は、上級司書免状 (DCB) を取得する目的で、国立図書館情報学高等学院 (ENSSIB) に進学し、公務員研修生として報酬を受けながら、さらに18ヶ月間学ぶこととなるのである。なお、古文書学校 (EC) 卒業後に、図書館ではなく、文化遺産の上級司書 (conservateur du patrimoine) となったり、あるいは、研究職となる者もいるのだが、前者の場合は、国立図書館情報学高等学院 (ENSSIB) ではなく、国立文化遺産学院 (Institut national du patrimoine: INP) に進学する。同学院でも、公務員研修生としての報酬が与えられ、研修期間は18ヶ月となっている⁷⁷⁾。

すでに述べたように、フランスにおいて、図書館職教育は、その他にも様々な機関で実施されている。その点に関しては、号を改めて詳述する。

注

- 1) パリの図書館職に関しては、特別な規定が設けられているのだが、本稿では扱わない。
- 2) Claudine Belayche, *Emplois publics des bibliothèques: concours et formations* 11^eéd. Paris, ABF, 2005, 63p., p.33-35.
- 3) 詳細については、下記拙論を参照されたい。薬師院はるみ「フランスにおける地方分権政策下での図書館職員制度改革」『中部図書館情報学会誌』Vol.55, 2015.3, p.15-29.
- 4) Loi n°82-213 du 2 mars 1982 relative aux droits et libertés des communes, des départements et des régions.
通称は、当時の内務大臣ドゥフェール（Gaston Defferre）に因む。同法に加え、一連の関連法律をドゥフェール法と総称することもある。
- 5) Loi n°83-8 du 7 janvier 1983 relative à la répartition de compétences entre les communes, les départements, les régions et l'Etat.
- 6) Loi n°83-663 du 22 juillet 1983 complétant la loi n°83-8 du 7 janvier 1983 relative à la répartition de compétences entre les communes, les départements, les régions et l'Etat.
- 7) 指定図書館には、現在でも、国家公務員の上級司書が配置されている。
- 8) Loi n°83-634 du 13 juillet 1983 portant droits et obligations des fonctionnaires.
通称は、公務員省大臣として同法に携わったル・ポール（Anicet Le Pors）に因む。公務員一般身分規定第一編（titre I^{er}）と位置づけられ、公務員全体を規程する。
- 9) Loi n°84-16 du 11 janvier 1984 portant dispositions statutaires relatives à la fonction publique de l'Etat.
公務員一般身分規定第二編（titre II）と位置づけられ、国家公務員を規定する。
- 10) Loi n°84-53 du 26 janvier 1984 portant dispositions statutaires relatives à la fonction publique territoriale.
公務員一般身分規定第三編（titre III）と位置づけられ、地方公務員を規定する。
- 11) Loi n°86-33 du 9 janvier 1986 portant dispositions statutaires relatives à la fonction publique hospitalière.
公務員一般身分規定第四編（titre IV）と位置づけられ、病院公務員を規定する。
- 12) 当初は、ABCDと4つの職階に分かれていたが、現在、職階Dは適用されていない。
- 13) 当初は、地方公務員も職団を採用していたのだが、後に、職群に変更された。
- 14) Décret n°52-554 du 16 mai 1952 fixant le statut particulier des bibliothécaires de l'éducation nationale.
- 15) 級は、司書（bibliothécaire）、上級司書（conservateur）、上級司書長（conservateur en chef）、特別上級司書長（conservateur en chef de classe exceptionnelle）の4種類。
- 16) 級は、司書監（inspecteur générale des bibliothèques）の1種類のみ。
- 17) フランスの義務教育は6歳から16歳までで、計算上、高校1年目終了までということになる。しかし、16歳に達した時にどの段階まで修めたかは問われない。また、中学校（collège）での修学期間を終えても、中学校修了証が認定されるとは限らない。
- 18) Claude Poissenot et Sabine Noël, *Être bibliothécaire*. Lyon, Éditions Lieux Dits, 2014, 112p., p.38-51.
- 19) Arrêté du 27 août 1992 relatif à la terminologie de l'éducation.
- 20) Décret n°94-1015 du 23 novembre 1994 relatif à l'organisation et au fonctionnement des classes préparatoires aux grandes écoles organisées dans les lycées relevant des ministres chargés de l'éducation, de l'agriculture et des armées.
- 21) Loi n°68-978 du 12 novembre 1968 d'orientation de l'enseignement supérieur.
通称は当時の国民教育省大臣フォール（Edgar Faure）に因む。
- 22) Loi n°84-52 du 26 janvier 1984 sur l'enseignement supérieur.
通称は当時の国民教育省大臣サヴァリ（Alain Savary）に因む。2000年に『教育法典』に採用されている。
- 23) UERとUFRは、共に教育研究単位と訳されることが多く、本稿もこの訳語法に従う。
- 24) ただし、大学の現場等では、法的にはすでに facultéがUER、次いでUFRに置き換わった現在でも、facultéという用語が好んで使われていることもある。

- 25) ただし、大学という用語を用いて通称されている私立の高等教育機関は、未だにいくつも存在する。例えば、本稿で取りあげた(3.4)、パリ・カトリック学院(ICP)も、パリ・カトリック大学(université catholique de Paris)と通称されている。
- 26) 『教育法典』L731-5条
- 27) 2年間の課程であることから、辞書類やこれまでの論考等では、「技術短期大学部」、「技術短期大学」、あるいは「工業技術短期大学」等と訳されていることが多い。ただし、字義通りに解釈すれば、IUTに「短期」という意味は含まれていない。
- 28) Décret n°66-27 du 7 janvier 1966 portant création d'instituts universitaires de technologie.
- 29) Décret n° 2002-481 du 8 avril 2002 relatif aux grades et titres universitaires et aux diplômes nationaux.; Décret n° 2002-482 du 8 avril 2002 portant application au système français d'enseignement supérieur de la construction de l'Espace européen de l'enseignement supérieur.
- 30) Loi n° 2007-1199 du 10 août 2007 relative aux libertés et responsabilités des universités.
当時の高等教育研究省大臣ペクレス(Valérie Pécresse)に因みペクレス法と通称されることもある。
- 31) Décret impérial portant organisation de l'Université du 17 mars 1808.
- 32) Décret n° 73-226 du 27 février 1973 relatif aux diplômes nationaux de l'enseignement supérieur.; Arrêté du 27 février 1973 relatif au diplôme d'études universitaires générales.
- 33) 文化系大学免状(diplôme universitaire d'études littéraires: DUEL), 理科系大学免状(diplôme universitaire d'études scientifiques: DUES)
- 34) Maria Vasconcellos et Philippe Bongrand, *Le système éducatif*. Paris, La Découverte, 2013, 126p., p.73.
- 35) Arrêté du 16 juillet 1984 relatif au diplôme d'études universitaires scientifiques et techniques.
- 36) Arrêté du 16 janvier 1976 relatif au deuxième cycle des études universitaires.
- 37) Arrêté du 16 avril 1974 relatif au diplôme d'études supérieures spécialisées.
- 38) Décret n°99-747 du 30 août 1999 relatif à la création du grade de maitre.
- 39) Décret n°2002-480 du 8 avril 2002 modifiant le décret n°99-747 du 30 août 1999 relatif à la création du grade de maitre et le décret n° 2001-295 du 4 avril 2001 portant création de la commission d'évaluation des formations et diplômes de gestion.
- 40) Arrêté du 17 novembre 1999 relatif à la licence professionnelle.
- 41) "Les DEUST," (le site officiel du ONISEP) 22 octobre 2015, <<http://www.onisep.fr/Choisir-mes-etudes/Apres-le-bac/Organisation-des-etudes-superieures/Les-DEUST>>
- 42) "Les diplômes nationaux," (le site officiel du ONISEP) 27 avril 2015, <<http://www.onisep.fr/Choisir-mes-etudes/Apres-le-bac/Conseils-et-strategies-d-etudes/Quelle-reconnaissance-pour-les-diplomes-du-superieur/Les-diplomes-nationaux>>
- 43) 『教育法典』R335-12条
- 44) Loi n° 2002-73 du 17 janvier 2002 de modernisation sociale.
- 45) Décret n°2002-616 du 26 avril 2002 pris en application des articles L. 335-6 du code de l'éducation et L. 900-1 du code du travail, relatif au répertoire national des certifications professionnelles; Décret n° 2002-617 du 26 avril 2002 pris en application des articles L. 335-6 du code de l'éducation et L. 900-1 du code du travail, relatif à la Commission nationale de la certification professionnelle.
- 46) Circulaire n° II -67-300 du 11 juillet 1967. (Éducation Nationale, BO n°29 du 20 juillet 1967).
- 47) Yann Kubiak et Alexandre Parment, "Liens emploi-formation: de la théorie aux réalités du marché du travail lorrain," *Economie Lorraine*, No.242-243, décembre 2010, p.1-15.
- 48) "Les titres répertoriés au RNCP," (le site officiel du ONISEP) 27 avril 2015, <<http://www.onisep.fr/Choisir-mes-etudes/Apres-le-bac/Conseils-et-strategies-d-etudes/Quelle-reconnaissance-pour-les-diplomes-du-superieur/Les-titres-repertories-au-RNCP>>
- 49) Groupe de travail français du projet, *Référence-ment du cadre national de certification français*

- vers le cadre européen de certification pour la formation tout au long de la vie.* CNCP, 2010, 73p., p.9,24.
- 50) 国立古文書学校（École nationale des chartes: ENC）と表記されることもある。
- 51) Ordonnance royale du 22 février 1821 portant création d'une école des chartes.
- 52) Art. 5 du décret n°87-832 du 8 octobre 1987 relatif à l'école nationale des chartes.
- 53) Art. 10 de l'ordonnance royale du 11 novembre 1829 contenant la réorganisation de l'école des chartes.
- なお、同勅令において、古文書学者免状は、「diplôme d'archiviste paléographe」ではなく、「brevet d'archiviste paléographe」となっている。
- 54) 赤星隆子「図書館専門職の出現と古文書学校」『フランス近代図書館の成立』理想者, 2002, 245p., p.9-50.
- 55) Ordonnance du 31 décembre 1846 sur l'école des chartes.
- 56) ナポレオン執政政府時代の革命歴第11年雨月8日付勅令（Décret impérial du 8 pluviôse an XI），すなわち、西暦1803年1月28日付勅令による。内容に関しては、以下に所収されている。Ulysse Robert, *Recueil de lois: décrets, ordonnances, arrêtés, circulaires, etc. concernant les bibliothèques publiques, communales, universitaires, scolaires et populaires.* Paris, H. Champion, 1883, 270p., p.73-74.
- ただし、この勅令に関しては、正式な記録が残されておらず、学者によってデクレ（décret）ではなく、アレテ（arrêté）という用語が採用されることもあるという。
- Cécile Quach, *Histoire des bibliothèques municipales de 1880 à 1910: vers une modernisation? (Mémoire d'étude du diplôme de conservateur des bibliothèques).* Villeurbanne, Enssib, 2013, 70p., p.10.
- 57) Décret du 1^{er} juillet 1897 relatif aux bibliothèques publiques des villes.
- 58) フランスのコミュニケーションの図書館は『文化遺産法典』L310-2条により第1から3まで3つの範疇に分類されているのだが、第1の範疇に属する図書館は指定図書館と位置づけられている。また、指定図書館の具体的な館名は、同法典R310-1条に列挙されている。
- 59) Arrêté du 23 août 1879 portant règlement général du service des bibliothèques universitaires, I, II, III.
- 60) 前掲54)
- 61) Arrêté du 22 février 1932 créant un diplôme technique de bibliothécaire.
- 62) François Dagognet et Georges Lescuyer, *L'École nationale supérieure des sciences de l'information et des bibliothèques. (Rapport d'évaluation).* Paris, Comité National d'Evaluation, 1996, 62p., p.23.
- 63) Arrêté du 11 juillet 1946 nouveau règlement du diplôme technique de bibliothécaire.
- 64) Arrêté du 29 juillet 1950 portant création du diplôme supérieur de bibliothécaire.
- 65) Arrêté du 17 septembre 1951 portant création d'un certificat d'aptitude aux fonctions de bibliothécaire.
- 66) Alain Gleyze, *Concentration et déconcentration dans l'organisation des bibliothèques universitaires françaises de province (1855-1985) (Thèse présentée à l'université Lumière-Lyon2 pour l'obtention du grade de docteur).* 1999, 652p., p.177.
- 67) Françoise Hecquard et Marielle de Miribel, *Devenir bibliothécaire-formateur: organiser, animer, évaluer.* Paris, Éditions du Cercle de la Librairie, 2003, 380p., p.13.
- 68) Arrêté du 24 novembre 1994 abrogeant l'arrêté du 5 mai 1989 modifié fixant les modalités de délivrance et le programme du certificat d'aptitude aux fonctions de bibliothécaire.
- 69) 前掲14)
- 70) Arrêté du 31 octobre 1961 diplôme supérieur de bibliothécaire.
- 71) Audry Bettant, *Histoire de la formation du bibliothécaire: du DTB à l'ENSB (1932-1963) (Mémoire de fin d'étude du diplôme de conservateur de bibliothèque).* 2012, 97p.
- 72) Arrêté du 15 avril 1991 relatif au concours d'entrée à l'École des chartes.
- 73) *École nationale des chartes.* Paris, ENC, 2015, 43p., p.18.
- 74) lycée Henri-IV(Paris), lycée Pierre-de-Fermat

(Toulouse), lycée Fustel-de-Coulanges (Strasbourg)

75) lycée Michel-Montaigne (Bordeaux), lycée Carnot (Dijon), lycée Faidherbe (Lille), lycée Édouard-Herriot (Lyon), lycée Alphonse-Daudet (Nîmes), lycée Camille-Guérin (Poitiers), lycée Chateaubriand (Rennes)

76) 前掲73), p.4.

77) *Les métiers du journalisme, de la communication et de la documentation*. ONISEP, 2014, 160p., p.117.